

所管部課名	林務水産課		担当者	堂園 幸作				
事業費名称	漁業従事者支援事業							
根拠法令	薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱、漁業従事者支援事業補助金交付要領							
補助経過年数	1 年以上 5 年以下							
令和 3 年度 予算額		国県支出金	一般財源	その他	その他の内容			
	2, 500 千円	千円	2, 500 千円	千円				
	指標名			目標値	目標年度			
成果指標①	沿岸漁業者正組合員数			310人	令和 8 年度			
成果指標②								
補助対象者	本市の水産団体、漁業者（本市に住所を有し年齢が65歳以下）							
補助対象経費	水産業の用に供するため必要と認められる経費							
補助対象事業・活動の内容	漁業用資材購入、漁船の購入及び建造・改修、漁船の機関換装及びオーバーホール、機械器具等の購入経費に支援を行う。							
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は補助率	予算で定める額以内							
上記項目の積算方法	事業費150万円以上 事業費の5分の1以内、最高限度額50万円							
補助を受ける事業（団体）等の経過を去ける年の決算（団体）等の	項目	平成30年度		令和元年度		令和 2 年度		
		金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	
	収入	自己資金	0		6, 959, 498	83. 4%	9, 606, 500	87. 7%
		会費収入				0. 0%		0. 0%
		事業収入				0. 0%		0. 0%
		寄付金・その他助成			6, 959, 498	83. 4%	9, 606, 500	87. 7%
		市補助金			1, 387, 000	16. 6%	1, 350, 000	12. 3%
					0. 0%		0. 0%	
		（前年度繰越金）			0. 0%		0. 0%	
	計	0		8, 346, 498	100. 0%	10, 956, 500	100. 0%	
	支出	事業費			8, 346, 498	100. 0%	10, 956, 500	100. 0%
		人件費				0. 0%		0. 0%
		その他事務費				0. 0%		0. 0%
					0. 0%		0. 0%	
					0. 0%		0. 0%	
					0. 0%		0. 0%	
		（翌年度繰越金）			0. 0%		0. 0%	
計	0		8, 346, 498	100. 0%	10, 956, 500	100. 0%		
支出計/前年度支出計						131. 3%		
自己資金/前年度自己資金						138. 0%		
翌年度繰越金/市補助金				0. 0%		0. 0%		
交付件数				3		3		
成果指標の推移①				3 3 2 人		3 1 7 人		
成果指標の推移②								
特記すべき事項等	【前回評価】なし 【前回評価への回答】なし 【事業のPR方法】甌島・川内市漁業協同組合から漁業者へ周知 【費用対効果】漁船の機関整備により、燃料代が抑制され経費の圧縮が期待でき、レーダーの装備により、漁場の操業の効率向上及び安全性が確保され漁業の継続が図られる。 【補助事業以外の事業】なし 【その他】なし							

＜補助金の視点別評価＞		【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】	
要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	・漁家の所得向上や消費者への安定的な水産物の供給に繋がるため。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	・燃料費の高騰や魚価が不安定であるハンディ等から基幹産業である水産業の支援が必要と考える。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	・漁家の安定的な所得向上の観点からも必要である。また、水産業の振興の観点からも効果が得られていると考える。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	B	・本市の水産業の振興を考えると、市が直接実施すべきである。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	・水産業を取り巻く現状的なハンディ等から燃油助成等、別の交付手段は考えられるが、漁家の自助努力などを考えた場合に、効果的な手段と考える。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	・要領により明確な根拠が示されており、著しく妥当性を欠くものではない。
＜所管課による補助金等の見直し結果＞		＜行政改革推進委員会による見直しに対する意見＞	
内部評価結果	≪今後の改革の方向性≫ ☒ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止 ≪上記方向の理由≫ 水産資源、漁獲量の減少、魚価低迷等により厳しい水産業である漁業者のハンディ等を考えたときに経営の安定を目指した支援は必要であると考え。また、水産業の担い手育成や新規就労者の確保といった政策的な戦略からみても事業の継続は必要であると思われる。 ≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫ 当面は事業内容の継続を図る。	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 必要性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 有効性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐ 高い ☐ 低い ≪今後の改革の方向性≫ ☐ 現状のまま継続 ☐ 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 ☐ 充実 ☐ 移管・統廃合 ☐ 縮小 ☐ 休止・廃止 ≪まとめ≫

漁業従事者支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市農林水産部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第100号）第2条の表に掲げる漁業従事者支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 補助金に係る補助事業は、次の各号に定める要件を満たすものでなければならない。

- (1) 本市の水産政策の円滑な実施に積極的に協力する者であること。
- (2) 漁業を営む個人又は法人で、薩摩川内市に住所を有し、漁協の正組合員であり、かつ90日以上の上乗作業に従事し漁協に水揚げ実績がある者であること。
- (3) 個人経営体においては、原則65歳以下の者であること。また、法人経営体においては、原則として償却前利益が確保されていること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
- (4) 当該補助金の交付を受けた者にあつては、交付を受けた年度から5箇年度以上経過した者であること。
- (5) 市税等の滞納がないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は対象となる事業費の5分の1以内とし、最高限度額を50万円とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業のうち、その事業費が150万円以上のものについて交付する。

- (1) 水産業の用に供するための機具等の購入
- (2) 水産業の用に供するための資材及び漁船の購入又は建造並びに改修
- (3) 水産業の用に供するための漁船の機関換装及びオーバーホール
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、前各号に掲げる事業に着手する前に、規則に定める申請書を市長に提出しなければならない。なお、規則に定める申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、当該事業を開始する概ね10日前までとする。

2 補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、

次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第 1 号）
- (2) 収支予算書
- (3) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
（交付の基準）

第 6 条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業が第 2 条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合
（実績報告）

第 7 条 漁業従事者支援事業補助金の実績報告に係る規則第 15 条第 3 号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業の効果等について当該申請者が自ら行った評価に関する書類
- (2) 当該補助事業に関する完成写真
- (3) 当該補助事業に係る請求書及び領収書等の関係書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
（効果の測定）

第 8 条 補助金の効果（条例第 4 条第 2 項第 1 号の効果をいう。）は、補助金の申請年度の漁家所得において測定するものとする。

（補助事業者等の責務）

第 9 条 補助金の交付を受けた補助申請者は、本市の水産業政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。